

平成20年度佐賀県市町決算の概要 (公営企業会計)

目次

1. 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分
 2. 事業数及び決算規模
 3. 経営状況(法適用企業)
 4. 経営状況(法非適用企業)
 5. 料金収入の状況
 6. 他会計繰入金の状況
 7. 企業債現在高の推移
- 付表 平成20年度経営状況一覧表(法適用分)
- 付表 平成20年度経営状況一覧表(法非適用分)
- 付表 地方公営企業用語集

1 . 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分

地方自治法により事務を処理する会計	一般会計	普通会計	一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を合わせた会計であり、教育、社会福祉、土木、消防等地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上
	特別会計	公営事業会計	地方公共団体が経営する公営企業会計等の会計の総称。以下のような会計あり
		収益事業会計等	競艇、競輪、競馬、国保、介護等
		公営企業会計	使用料等の収入で経費を賄うことを目的として、住民サービスを提供するための特別会計。法適用企業と法非適用企業に分けられる。
地方公営企業法により事務を処理する会計		法非適用企業	地方公営企業法の規定を適用しない事業 ・県内では、下水道事業の大部分のほか、簡易水道事業、宅地造成事業等
		法適用企業	地方公営企業法の規定を適用している事業 ・上水道事業、工業用水道事業、交通事業等 (当然適用) ・病院事業(財務適用) ・下水道事業(任意適用)

- 本資料は、表中網掛部分について説明するものであり、大きく分けて、法適用企業と法非適用企業に関する決算状況についてまとめたものである。

2. 事業数及び決算規模

平成20年度公営企業会計の事業数及び決算規模

(単位:百万円)

	平成20年度			平成19年度			増減額	増減率	
	事業数	決算規模	構成比	事業数	決算規模	構成比			
法適用	上水道	19	36,045	33.4	19	36,959	35.8	914	2.5
	工業用水道	5	9,357	8.7	5	6,846	6.6	2,512	26.8
	交通	1	875	0.8	1	849	0.8	26	3.0
	病院	9	11,568	10.7	9	11,991	11.6	423	3.7
	下水道	2	4,875	4.5	2	4,278	4.1	597	12.2
	小計	36	62,720	58.2	36	60,923	59.0	1,797	2.9
法非適用	簡易水道	7	946	0.9	7	702	0.7	244	25.8
	観光施設	3	182	0.2	3	80	0.1	103	56.4
	宅地造成	8	1,189	1.1	8	1,265	1.2	76	6.4
	下水道	47	41,590	38.6	46	38,980	37.8	2,610	6.3
	介護サービス	5	1,198	1.1	5	1,288	1.2	90	7.5
	小計	70	45,106	41.8	69	42,315	41.0	2,791	6.2
	合計	106	107,826	100.0	105	103,238	100.0	4,588	4.3

(注) 決算規模の算出は次のとおり。

・法適用企業 総費用 - 減価償却費 + 資本的支出

・法非適用企業 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 前年度繰上充用金

- 事業数について20年度は106事業となっており、19年度の105事業から1事業増加している。
- 事業数は下水道事業が最も多く49事業であり、決算規模が大きい事業は、下水道事業、上水道事業、病院事業の順となっている。
- 決算規模は1,078億26百万円となり、19年度の1,032億38百万円に対し、45億88百万円増加した。これは、工業用水道事業及び下水道事業において投資が増加したこと等によるものである。

3.経営状況（法適用企業）

平成20年度法適用公営企業の決算状況

(単位:百万円)

赤字等事業数及び赤字額

	法適用合計			うち上水道事業			うち病院事業		
	20年度	19年度	増減額	20年度	19年度	増減額	20年度	19年度	増減額
総収益(a)	36,141	37,240	1,099	22,320	23,333	1,013	10,274	10,693	419
料金収入	31,391	32,542	1,151	20,411	21,138	727	8,905	9,366	461
総費用(b)	35,568	36,780	1,212	20,943	21,975	1,032	11,249	11,378	129
純損益(c)=(a)-(b)	573	460	113	1,377	1,358	19	975	685	291
経常損益(d)=(e)-(f)	559	471	88	1,394	1,352	43	957	669	288
経常利益(e)	1,832	1,699	133	1,546	1,622	76	33	0	33
経常損失(f)	1,273	1,228	45	152	270	118	990	669	321
経常収支比率	101.6	101.3	0.3	106.7	106.2	0.5	91.5	94.1	2.6
累積欠損金	7,723	6,968	755	155	273	118	5,801	4,824	976
不良債務	659	687	28	0	0	0	0	0	0

	20年度	19年度
総事業数	36事業	36事業
経常損失	10事業	11事業
純損失	10事業	12事業
累積欠損金	13事業	14事業
不良債務	1事業	1事業
佐賀市(交通)	659	687
	(百万円)	(百万円)

(注1)経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用 × 100

(この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表す。)

- 経常損益は法適用企業全体で19年度は5億59百万円となり、19年度の4億71百万円から88百万円の増となった。これは、全事業における公的資金補償金免除繰上償還によって支払利息が減少し、費用が減少したことによるものである。
- 経常損失を生じた病院事業は、6病院となり、19年度の8病院から2病院減少した。
- 純損失を有する事業は、10事業となり、19年度の12事業から2事業減少した。
- 累積欠損金は法適用企業全体で20年度は77億23百万円となり、19年度の69億68百万円から7億55百万円の増となった。
- 不良債務が生じている企業は、佐賀市(交通事業)1団体1事業のみであり、6億59百万円となった。

4 . 経営状況（法非適用企業）

平成20年度法非適用公営企業の決算状況

（単位：百万円）

	法非適用合計					
				うち下水道事業		
	20年度	19年度	増減額	20年度	19年度	増減額
総収益(a)	15,170	14,508	662	12,938	12,338	599
料金収入	7,073	6,784	289	5,267	5,005	262
総費用(b)	10,325	10,243	83	8,770	8,774	3
収益的収支(c)=(a)-(b)	4,845	4,265	580	4,168	3,565	603
資本的収支(d)	4,176	3,862	314	3,786	3,310	476
実質収支	105	351	246	13	39	52
黒字額	320	361	41	157	186	29
赤字額	425	712	287	144	225	81

(注1)実質収支の算出は以下による。

・収益的収支差引 + 資本的収支差引 - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金

(注2)総収益には収益的支出に充てた地方債を含む。

実質収支(赤字)事業数及び赤字額

	20年度	19年度
総事業数	70事業	69事業
実質収支(赤字)事業	3事業	3事業
伊万里市(公共)	107	183
伊万里市(農集)	37	42
伊万里市(宅造)	277	487
	(百万円)	(百万円)

- 実質収支は法非適用企業全体で20年度は1億5百万円の赤字となり、19年度の3億51百万円の赤字から2億46百万円の増となった。これは、料金収入の増及び他会計繰入金の増によるものである。
- また、実質収支の赤字額は、伊万里市(宅地造成事業)における赤字額の占める割合が大きい。実質収支が赤字である団体は、伊万里市(公共下水道、農業集落排水施設及び宅地造成事業)の1団体3事業である。

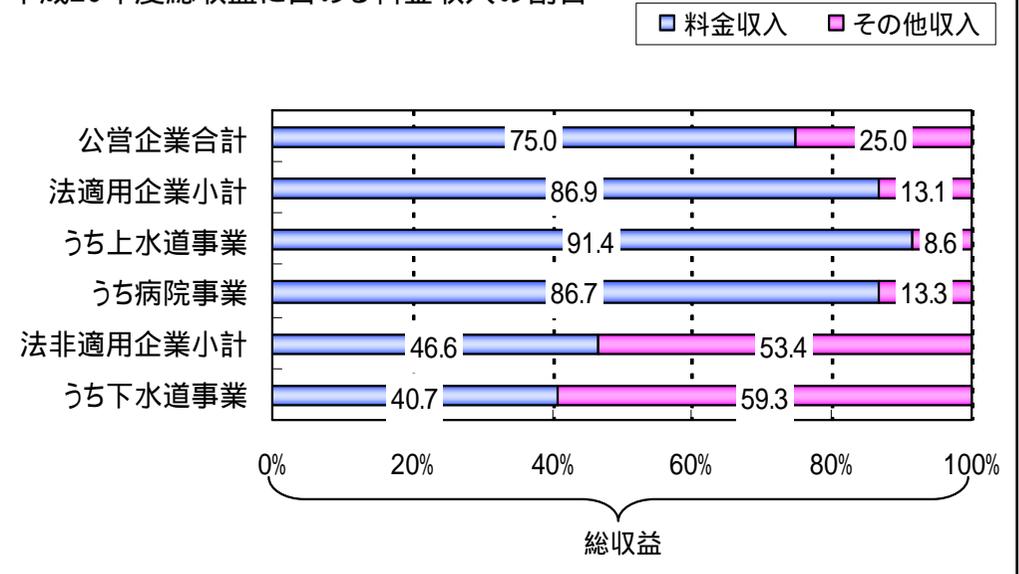
5 . 料金収入の状況

総収益に対する料金収入の状況

(単位:百万円)

		総収益	料金収入	割合
公営企業合計	20年度	51,311	38,465	75.0
	19年度	51,748	39,326	76.0
	増減額	437	862	1.0
法適用企業小計	20年度	36,141	31,391	86.9
	19年度	37,240	32,542	87.4
	増減額	1,099	1,151	0.5
うち上水道事業	20年度	22,320	20,411	91.4
	19年度	23,333	21,138	90.6
	増減額	1,013	727	0.8
うち病院事業	20年度	10,274	8,905	86.7
	19年度	10,693	9,366	87.6
	増減額	419	461	0.9
法非適用企業小計	20年度	15,170	7,073	46.6
	19年度	14,508	6,784	46.8
	増減額	662	289	0.2
うち下水道事業	20年度	12,938	5,267	40.7
	19年度	12,338	5,005	40.6
	増減額	599	262	0.1

平成20年度総収益に占める料金収入の割合



- 総収益に対する料金収入の占める割合は、公営企業全体で20年度は75.0%と、19年度の76.0%に対し1.0ポイント減で、ほぼ横ばいであった。
- 法非適用企業全体では20年度は46.6%であり、下水道事業においては40.7%であった。

6 . 他会計繰入金の状況

他会計繰入金の状況

(単位:百万円)

		収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合計		
		20年度	19年度	増減額	20年度	19年度	増減額	20年度	19年度	増減額
法適用	上水道	748	906	157	2,456	1,968	488	3,205	2,874	331
	工業用水道	165	187	22	376	365	11	540	552	11
	交通	70	85	15	33	11	22	103	96	7
	病院	850	846	4	467	496	29	1,317	1,342	25
	下水道	849	620	228	0	0	0	849	620	228
	小計	2,682	2,644	38	3,332	2,840	492	6,014	5,484	530
法非適用	簡易水道	41	43	2	303	117	186	344	160	185
	観光施設	83	0	83	0	0	0	83	0	83
	宅地造成	96	129	33	125	29	95	220	159	62
	下水道	6,056	6,033	23	3,431	3,383	48	9,487	9,416	71
	介護サービス	12	10	2	0	0	0	12	10	2
	小計	6,288	6,215	73	3,859	3,530	329	10,147	9,745	402
合計	8,970	8,859	111	7,191	6,370	821	16,161	15,229	932	

- 他会計繰入金は20年度は161億61百万円となり、19年度の152億29百万円から9億32百万円の増となった。
- 収益的収入への繰入金は、20年度は89億70百万円となり、19年度の88億59百万円から1億11百万円の増となった。これは、下水道事業において資本費平準化債を発行しなかったため、繰入額が増加したこと等によるものである。
- 資本的収入への繰入金は、20年度は71億91百万円となり、19年度の63億70百万円から8億21百万円の増となった。これは、上水道事業において統合事業のための出資金が増加したこと等によるものである。

7. 企業債現在高の推移

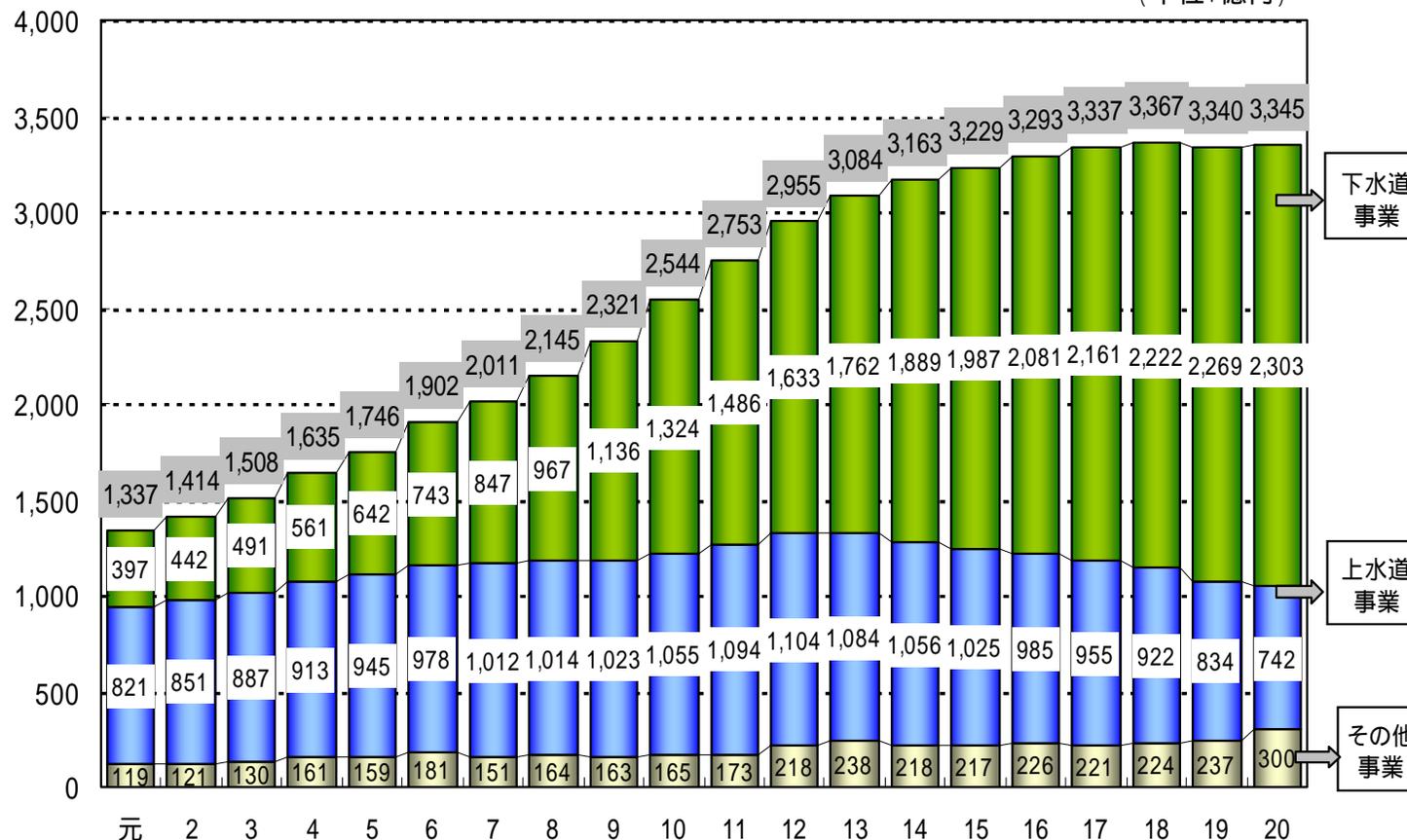
事業別企業債現在高

(単位:億円)

		20年度 末残高	構成比
法適用	上水道	742	22.2
	工業用水道	156	4.7
	交通	0	0.0
	ガス	0	0.0
	病院	89	2.7
	下水道	227	6.8
小計		1,214	36.3
法非適用	簡易水道	19	0.6
	観光施設	7	0.2
	宅地造成	20	0.6
	下水道	2,076	62.1
	介護サービス	9	0.3
小計		2,131	63.7
合計		3,345	100.0

企業債現在高の推移

(単位:億円)



- 企業債現在高は3,345億円となり、過去最高であった18年度からわずかに減少している。また、3,345億円という額は普通会計債残高3,831億円に匹敵する額である。
- 下水道整備を近年始めた市町が多いことから、法適用及び非適用をあわせた下水道事業で企業債全体の約69%と大きな割合を占めている。次いで、上水道事業が22.2%となり、下水道事業、上水道事業あわせて全体の約91%を占めている。

(付表)

平成20年度経営状況一覧表(法適用分)

(単位:千円、%)

事業名	市町・企業団名		総収益	総費用	純損益	経常損益	不良債務	累積欠損金	企業債 現在高	他会計から の繰入金	経常収支 比率	
水道	佐賀市		4,233,255	3,797,652	435,603	435,686		0	6,853,150	10,378	111.5	
	唐津市		2,299,416	2,129,962	169,454	173,943		0	10,688,849	73,926	108.2	
	鳥栖市		1,305,937	1,114,831	191,106	193,395		0	3,668,971	43,379	117.4	
	多久市		608,128	586,896	21,232	22,197		0	2,395,484	104,887	103.8	
	伊万里市	簡易水道を含む	1,248,536	1,014,596	233,940	233,940		0	5,065,413	160,286	123.1	
	武雄市		1,329,032	1,258,267	70,765	85,544		0	4,973,869	285,365	106.9	
	鹿島市		530,062	472,470	57,592	57,592		0	3,878,168	46,745	112.2	
	小城市		270,149	261,428	8,721	8,721		0	843,137	799	103.3	
	嬉野市	簡易水道を含む	731,848	695,943	35,905	35,905		0	1,994,701	212,306	105.2	
	玄海町		156,056	156,056	0	0		0	1,897,884	636,315	100.0	
	有田町		408,041	352,009	56,032	55,309		0	2,145,772	113,297	115.7	
	大町町		221,336	221,334	2	1,834		0	270,503	24,871	100.8	
	江北町		249,614	211,940	37,674	37,674		0	108,666	0	117.8	
	白石町		588,012	580,625	7,387	8,073		0	788,520	112,592	101.4	
	太良町		50,127	48,994	1,133	1,133		0	56,710	0	102.3	
	西佐賀水道企業団		945,600	817,818	127,782	128,404		0	1,563,153	26,216	115.7	
	佐賀東部水道企業団	末端給水		2,634,646	2,789,349	154,703	152,093		154,703	2,035,667	7,269	94.5
		用水供給		2,840,340	2,826,824	13,516	3,143		0	13,796,197	1,203,955	100.1
	佐賀西部広域水道企業団		1,669,660	1,605,673	63,987	63,987		0	11,224,929	142,241	104.0	
工業用水道	佐賀市		6,648	4,936	1,712	1,712		0	15,903	5,000	134.7	
	唐津市		82,977	146,650	63,673	63,673		1,057,521	964,075	190,481	56.6	
	伊万里市		371,897	373,037	1,140	1,140		143,421	13,890,186	225,003	99.7	
	武雄市		70,201	58,399	11,802	11,802		25,329	423,964	57,000	120.2	
	杵島工業用水道企業団		148,826	146,680	2,146	2,146		0	261,242	63,000	101.5	
交通	佐賀市	自動車運送	798,174	809,602	11,428	12,128	659,057	541,187	0	102,659	98.5	
病院	佐賀市		1,219,334	1,368,739	149,405	140,493		1,034,210	2,879,651	261,772	89.7	
	唐津市		555,935	576,846	20,911	20,969		192,355	1,179,759	136,831	96.4	
	多久市		1,345,976	1,330,911	15,065	15,065		1,296,611	77,781	73,348	101.1	
	伊万里市		940,640	1,055,405	114,765	114,765		962,259	291,318	191,254	89.1	
	武雄市		1,218,266	1,611,963	393,697	384,123		1,032,696	1,128,369	152,871	75.7	
	小城市		993,965	1,192,666	198,701	198,701		203,146	311,249	121,964	83.3	
	有田町		2,524,031	2,522,801	1,230	1,230		0	1,076,324	167,491	100.0	
	大町町		722,998	706,285	16,713	16,713		435,115	151,163	109,036	102.4	
太良町		752,892	883,648	130,756	130,725		644,222	1,799,177	102,894	85.2		
下水道	鳥栖市	公共下水道	1,961,581	1,729,080	232,501	182,374		0	22,067,497	836,029	110.6	
	有田町	特定地域 生活排水処理	107,309	107,304	5	2		0	626,600	65,865	100.0	

(付表)

平成20年度経営状況一覧表(法非適用分)

(単位:千円)

事業名		市町・組合名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	企業債 現在高	他会計から の繰入金
簡易水道		佐賀市	431,482	431,482	0	0	389,517	246,634
		唐津市	367,072	367,072	0	0	1,241,901	62,134
		多久市	44,147	32,681	11,466	11,466	5,805	9,694
		小城市	23,388	21,759	1,629	1,629	38,577	17,625
		神埼市	3,073	2,833	240	240	0	0
		吉野ヶ里町	9,664	9,348	316	316	0	593
		太良町	81,835	80,744	1,091	1,091	223,392	7,548
観光施設	宿泊・観光施設	唐津市	191,531	162,419	29,112	29,112	691,747	83,104
	給湯施設	武雄市	24,252	20,041	4,211	4,211	0	0
宅地造成	工業用地造成	唐津市	188,245	21,467	166,778	0	170,175	0
	区画整理・工業用地造成	鳥栖市	321,038	303,990	17,048	0	321,150	85,827
	宅地造成	伊万里市	219,783	497,100	277,317	277,317	0	0
	工業用地造成	鹿島市	14,812	14,812	0	0	0	14,292
	区画整理	嬉野市	158,834	158,784	50	50	722,576	61,961
	工業用地造成	上峰町	4,881	4,881	0	0	270,000	3,791
	工業用地造成	みやき町	90,392	61,506	28,886	28,886	0	17,871
	宅地・工業用地造成	有田町	127,130	126,714	416	416	532,600	36,746
公共下水道		佐賀市	12,831,775	12,577,953	253,822	20,000	50,309,717	1,379,247
		唐津市	5,758,148	5,758,148	0	0	33,799,027	1,331,833
		多久市	753,726	753,726	0	0	2,882,771	126,495
		伊万里市	2,457,771	2,557,435	99,664	106,604	14,720,446	807,452
		武雄市	364,424	363,744	680	664	1,102,400	72,045
		鹿島市	2,038,823	2,034,073	4,750	0	6,617,470	751,589
		小城市	857,427	841,887	15,540	15,073	5,173,190	167,738
		嬉野市	353,228	342,605	10,623	10,623	2,377,678	90,942
		神埼市	921,698	912,172	9,526	3,756	3,722,888	162,380
		吉野ヶ里町	463,116	450,762	12,354	12,354	4,913,207	270,389
		基山町	651,803	641,602	10,201	10,201	2,335,815	44,976
		みやき町	1,086,981	1,069,237	17,744	5,113	2,715,467	109,471
		有田町	847,172	841,679	5,493	0	4,149,482	164,292
		佐賀市	1,233,860	1,218,849	15,011	2,000	8,636,749	477,251
	特定環境保全 公共下水道		唐津市	1,087,927	1,085,727	2,200	0	7,356,070
		小城市	1,992,346	1,965,981	26,365	21,245	4,226,489	104,785
		みやき町	248,295	239,487	8,808	6,909	689,930	9,808
		玄海町	1,109,687	1,109,552	135	135	1,568,000	476,747
		江北町	858,131	851,721	6,410	3,510	4,655,505	259,333
		白石町	57,945	57,945	0	0	28,200	5,195
下水道		佐賀市	454,815	453,515	1,300	1,000	5,406,725	359,793
		唐津市	687,374	687,374	0	0	5,690,222	266,078
		鳥栖市	221,414	221,414	0	0	2,158,049	182,046
		多久市	64,257	64,257	0	0	823,399	35,789
		伊万里市	128,731	165,721	36,990	36,990	1,413,142	102,215
		武雄市	682,151	673,606	8,545	8,545	8,682,920	566,667
		小城市	425,959	423,028	2,931	2,826	1,686,678	108,584
		嬉野市	684,955	680,652	4,303	4,278	2,952,857	200,687
		神埼市	44,094	43,460	634	634	479,944	34,915
		吉野ヶ里町	244,566	244,566	0	0	1,748,581	174,302
		上峰町	535,065	523,664	11,401	11,401	5,132,705	248,926
		みやき町	92,391	90,153	2,238	2,238	1,102,061	68,786
		玄海町	28,107	28,059	48	48	428,900	17,022
		有田町	56,902	55,539	1,363	0	503,862	50,698
		江北町	88,847	87,041	1,806	1,806	913,457	66,865
		白石町	635,291	629,439	5,852	5,852	2,730,252	165,088
		唐津市	380,664	380,664	0	0	2,380,905	130,535
		太良町	45,719	40,045	5,674	5,674	307,357	36,105
		唐津市	1,783	1,783	0	0	6,507	1,249
	鳥栖市	10,449	10,449	0	0	145,994	8,588	
	唐津市	197,916	197,916	0	0	532,500	48,157	
	神埼市	207,268	207,199	69	69	369,200	17,822	
	佐賀市	1,003	1,003	0	0	9,359	814	
	伊万里市	1,443	1,443	0	0	12,581	892	
	小城市	2,368	2,034	334	334	3,507	1,517	
	嬉野市	233	233	0	0	1,928	195	
	江北町	1,385	1,385	0	0	1,307	1,245	
介護サービス	指定介護老人福祉施設	唐津市	334,764	304,207	30,557	30,557		0
	老人短期入所施設	唐津市	389,616	389,092	524	524	872,153	229
	老人デイサービスセンター	唐津市	126,751	106,028	20,723	20,723		1,692
	老人デイサービスセンター	大町町	28,000	28,000	0	0	0	9,843
	指定介護老人福祉施設	伊万里・有田地区医療福祉組合	359,733	347,231	12,502	12,502	40,575	0
	老人短期入所施設	伊万里・有田地区医療福祉組合	41,073	23,567	17,506	17,506		0

*歳入とは、総収益、資本的収入、前年度からの繰越金及び収益的支出に充てた地方債の合計額である。

*歳出とは、総費用、資本的支出、積立金及び前年度繰上充用金の合計額である。

*実質収支とは、形式収支から翌年度に繰越すべき財源を控除した額である。

*介護サービス事業については、団体名に括弧書きにて施設名を追記している。

(付表)

地方公営企業用語集

経常損益 (経常利益・経常損失)

損益計算書の中間利益 (損失) の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益 (又は営業損失) に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益 (損失) であり、特別損益を除外して算出されるもの。

$$\text{経常損益} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用})$$

純損益 (純利益・純損失)

当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

$$\text{純損益} = \text{経常損益} \pm \text{特別損益}$$

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金 (= 純損失) については、前年度から繰越利益があればその利益をもってうめ、残額があるときは利益積立金があればこれによって埋める。さらにまだ、欠損金に残額があれば議会の議決を経て資本剰余金をもってうめることができる。それでも、まだ、未処理欠損金があれば、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなり、これが複数年度累積したものを累積欠損金という。

不良債務

企業の支払能力の良否は、現金・預金や未収金等の流動資産 (短期間のうちに現金にかえられる資産) と、一時借入金や未払金等の流動負債 (1 年以内に償還しなければならない短期の負債) との比率によって判断され、不良債務とは、流動負債が流動資産を上回る際に発生するものである。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

収益的収支・資本的収支

収益的収支 (収益的収支予算・3 条予算)

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収入には、サービスの提供の対価としての料金を主体とする収益を計上し、支出にはサービス提供に関する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金が企業外部に流出する支出のほか、建物、機械、構築物等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する必要がある。

具体的には、収入としては、料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益、過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、支出としては、

(付表)

人件費・物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損、臨時損失、過年度損益修正損等の「特別損失」からなる。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 3 条に示されていることから、一般に「3 条予算・3 条収支」と呼ばれることもある。

資本的収支（資本的収支予算・4 条予算）

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定を示すもの。

建設改良費、企業債償還金（元金）、他会計からの長期借入金償還金等費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするものが計上され、収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるものが計上される。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 4 条に示されていることから、一般に「4 条予算・4 条収支」と呼ばれることもある。

なお、4 条予算では、資本的収入だけでは資本的支出に不足するときは「補てん財源」という形で企業の内部留保資金等が財源として充てられることとされている。

なお、官庁会計を採用している法非適用企業は、実際の歳入及び歳出を、地方公営企業決算状況調査においては法適用企業に準じて収益的収支及び資本的収支を分別し調査している。

公営企業繰出金

地方公営企業の特別会計とこれを経営する地方公共団体の一般会計との間の経費の負担区分の原則等に基づいて、一般会計が公営企業会計等に対して繰り出すべき経費の総額は、毎年度策定される地方財政計画に公営企業繰出金として計上されている。

公営企業繰出金の対象経費は、その性質上当該企業の経常に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に充てられるもの（地方財政法第 6 条、地方公営企業法第 17 条の 2）とされ、主なものとしては、上水道事業における消火栓設置費及びその維持管理費に充てる一般会計負担金、病院事業における建設改良費に充てる一般会計出資金又は負担金、高度特殊医療、救急医療・へき地医療の一般会計負担金等が計上されている。

これら地方財政計画に計上する基準は、毎年度総務省自治財政局長通知（いわゆる「繰出基準」）により地方公共団体に示されており、各地方公共団体においては、このような基準を参考として当該団体ごとに繰り出す額を算定することとされている。

地方公営企業

地方財政法によれば、「公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつ

(付表)

てこれにあてなければならない(同法第6条)」とされ、地方財政法施行令第37条において、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業の13事業が指定されている。

また、地方公営企業法は地方公営企業の合理的、能率的運営を図るため、自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法として制定されているものであるが、同法は地方財政法上の地方公営企業すべてを規制の対象とするものではなく、事業の種類によって同法の規定の全部又は一部が当然適用される。同法第2条第1項において同法が全部適用されるものとして、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の以上7事業(いわゆる「法定7事業」)が指定されている。さらに、同法第2条第2項において財務規定が一部適用されるものとして、病院事業が指定されている。

なお、決算統計上の介護サービス事業は、介護サービスに要する経費は介護報酬により賄うこととなっており、制度上、独立採算が可能な仕組となっているため、地方公営企業法、地方財政法には規定されていないが、地方財政法施行令第37条に列挙する事業に準じた取扱いとしている。

下水道事業

下水道法上の下水道(公共下水道、流域下水道及び都市下水路)だけではなく、利用者である住民からみて「下水道」と認識されるもの(農業集落排水施設や合併処理浄化槽等)もあり、その種類は多岐にわたる。

決算統計においては、財政的な位置付けから事業の決算状況を把握するため、公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設の11事業に分類されている。